

個人 11

受 令和 3 年 2 月 25 日  
付 (午前)・午後 11 時 25 分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 3 年 2 月 25 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 山下 幹雄

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

<input checked="" type="radio"/>	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答
<input type="radio"/>	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



別紙

氏名 山下 幹雄

質問事項 No. <u>1</u>	会計管理事務におけるチェック機能について
要 旨	<p>本市の収入及び支出命令の審査を管轄する会計事務において、業務課との連携及び独立性について伺う。調定数値検算の他、数値根拠の裏付けなど業務の幅をどのように考えているか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。



質問事項 No. <u>3</u>	行政事務の透明化について
要 旨	<p>           先の12月定例会での個人一般質問において災害時における協定の手法について行政の考え方を質した。その中で、多角的な情報の徴取の必要性は大いに感じた。確かに議員が住民、事業者などからの要望を受けて行政に対し要望・提言・働きかけを行うことは、議員活動の一環と言えるが、一面、口利きといわれる不正・違法な問題となる場合もある。そのため、自治体によっては議員からの要望等があった場合に、要望者の氏名、要望内容、行政の対応等を記録する基準を定めている。本市の対応を質す。         </p> <p>           (1) 職員間における利害が伴う「要望・提言・働きかけ」の取扱いについて            (2) 各種団体からの利害が伴う「要望・提言・働きかけ」の取扱いについて            (3) 職員の公正かつ公平な職務の執行を確保する事務はあるか         </p>

※ 申し合わせ事項に留意する。